

名称等	「沼津市老人デイサービスセンター条例の一部改正(案)」の パブリックコメント募集
意見募集	<u>平成30年3月8日(木曜日)～平成30年4月9日(月曜日)</u>
担当	沼津市 市民福祉部 長寿福祉課 直通☎ 055-934-4834

## 1 意見募集内容

市では、平成 11 年 10 月に沼津市第五小学校デイサービスセンターを設置し、介護保険法の規定による地域密着型通所介護サービスを提供してきました。

開所から 18 年間が経過し、施設及び設備の老朽化により利用が減少する一方、本施設の周辺では同様のサービスを提供する民間施設が充実しており、「地域の在宅福祉サービスを充実させる」という当初の施策目標は、民間施設の充実により達成されたものと判断しました。

このたび、本施設の利用者の方々の他施設への転所手続き等が完了したことを受け、本施設を廃止するための条例改正を行うため、皆様の意見を募集します。

## 2 資料の閲覧場所

沼津市ホームページ、沼津市役所(長寿福祉課・広報広聴課)、  
市内各市民窓口事務所、市立図書館

## 3 意見提出方法

様式はありませんが、以下の内容を必ず記入し、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

表題「沼津市老人デイサービスセンター条例の一部改正についての意見」  
住所、氏名、電話番号、意見内容

## 4 意見を提出できる方の範囲

市内に在住、在勤、在学の方  
市内に事務所又は事業所のある個人及び法人  
その他この案件に利害関係のある方

## 5 その他

お電話や来庁による口頭でのご意見、及び匿名によるご意見については、お受けできません。

お寄せいただいたご意見を参考にさせていただき、市の考えを平成 30 年4月中旬に市のホームページで公表します。(意見提出者の個人情報公表しません。)なお、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

# 沼津市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

## 皆様の意見を募集します

### 1. 条例名

「沼津市老人デイサービスセンター条例」

### 2. 条例改正の背景及び目的

沼津市第五小学校デイサービスセンターは、開所から18年間の経過し、施設及び設備の老朽化により利用が減少する一方、周辺では同様のサービスを提供する民間施設が充実しています。

市では「地域の在宅福祉サービスを充実させる」という当初の施策目標は、民間施設の充実により達成されたものと判断し、本施設を廃止します。

### 3. 条例改正の内容

第2条「設置」の名称及び位置から、沼津市第五小学校デイサービスセンターを削除します。

## <意見募集期間>

平成30年3月8日(木)～平成30年4月9日(月)

募集の詳細については裏面をご覧ください。

### お問い合わせ・意見提出先

沼津市市民福祉部長寿福祉課 生きがい推進係

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

電話 055-934-4834

FAX 055-935-0335

E-mail [chouju@city.numazu.lg.jp](mailto:chouju@city.numazu.lg.jp)

## 意見の募集について

### 1 募集期間

平成 30 年 3 月 8 日(木)～平成 30 年 4 月 9 日(月)

※ 郵送の場合は当日の消印有効とします。

### 2 意見の提出方法

ご意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

宛て先等は、表面の「お問い合わせ・意見提出先」をご参照ください。

- ① 電子メール（沼津市長寿福祉課に直接メールでお送りください。）
- ② FAX 表面の「お問い合わせ・意見提出先」の番号に送信ください。
- ③ 沼津市役所長寿福祉課に郵送又は直接ご持参ください。

### 3 意見書の様式

様式はありませんが、以下の内容を必ず記入してください。

#### ・表題

「沼津市老人デイサービスセンター条例の一部改正についての意見」

（この意見募集に対する意見であることを明らかにするため記入してください。）

#### ・氏名（法人その他の団体の場合は、名称と代表者の氏名）

#### ・住所と連絡先（提出されたご意見の内容を確認させていただく場合があるため）

#### ・意見内容

### 4 資料の閲覧場所

- ① 沼津市ホームページ
- ② 沼津市役所（長寿福祉課＜別館 1 階＞・市民相談センター＜本館 2 階＞）
- ③ 市内各市民窓口事務所  
（浮島、原、愛鷹、片浜、金岡、大岡、静浦、内浦、西浦、大平、戸田）
- ④ 市立図書館

### 5 意見をお寄せいただくことのできる方

- ① 市内に在住、在勤、在学の方
- ② 市内に事務所又は事業所のある個人及び法人
- ③ その他この案件に利害関係のある方

### 6 その他

- ① お電話や来庁による口頭でのご意見、及び匿名によるご意見については、お受けできません。
- ② お寄せいただいたご意見を参考にさせていただき、市の考えを平成 30 年 4 月中旬に市のホームページで公表します。（意見提出者の個人情報公表しません。）なお、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。